

フランスの一ワイン生産農家の実情 —ブルゴーニュ地方（シャブリ地区）の視察結果を通じて—

パリ事務所

日本有数の梨の産地を抱える自治体の議員が、第1次産品の付加価値を高め、地域農業活性化へ繋げる取組み（「第6次産業化」）の参考に資することを目的に、2012年3月下旬、フランス国内のワイン生産農家及びJETROパリセンターへの訪問調査によりワインの生産概況調査が行われました。同行する機会を得て、その内容について報告します。

■シャブリ地区の概要

シャブリ（Chablis）地区のあるブルゴーニュ地方は、フランスの中東部に位置し、フランス国内の産地としては、ボルドー地方と双璧をなす産地と言われています。ブルゴーニュ地方は南北約230kmに広がり、葡萄畑の総面積は27,900haでフランス全体の約3%を占めています（※1）。

今回訪問したシャブリ地区は、ブルゴーニュ地方の中で一番北に位置し、パリの南東方向約200km離れた距離にあり、ブルゴーニュ地方を代表する辛口白ワイン「シャブリ」の産地として広く知られています。

今回は、ワイナリー経営者（フィリップ・バーデット（Philippe Bardet）氏）の案内により葡萄畑の視察と農業経営の実情について説明を受けました。



■一生産農家の状況

最初に訪れた場所は、シャブリ地区の葡萄畑のうち「グラン・クリュ（Grand Cru）」と呼ばれる最高格付けの畑で、枝の剪定作業が行われていました。すべて手作業で行われ1人で約6haを担当しています。

シャブリ地区の葡萄畑は4つの格付けに分類され、うち最高格付けのグラン・クリュは、この地区の作付面積4,540haのうち約100ha（約2%）に過ぎませ



ませんが、売却する際には100万ユーロ/ha（約1億1千万円）と、この地区の葡萄畑の平均的な売却価格（3万ユーロ/ha）の実に30倍強の値がつく土地とこのことです。シャブリ地区には約500軒の葡萄栽培者がいる中で、現在、このグラン・クリュという最高格付けの土地をわずか20軒の農家が代々保有しています。

フィリップ・バーデット氏は、実弟、息子、叔父とともに4人で農業を営んでいます。葡萄畑は、2番目の格付けとなる「プリミエ・クリュ (Premier Cru)」をはじめ合計7haを所有し、他に農地900ha (うち所有地250ha) に小麦、大麦の他、飼料用の豆類を作付しています。

穀物類の生産に対しては、EU共通農業政策の枠組みの中で年間約250ユーロ/haの補助金の交付を受けることができますが、葡萄生産に対する補助金はありません。当地区の小麦生産状況としては、水はけが良すぎるという土質のため、フランスの平均的な収穫高(10トン/ha)に対して6トン/haに止まっており、補助金なしで生産を継続できない実情にあるとの説明を受けました。この補助金も来年以降、更に引き下げとなる見込みであり、生産性をいかに上げるかが大きな課題となっています。

同氏の葡萄畑では、最近の消費者のビオ(BIO)^(※2)製品志向を受け、化学肥料や除草剤の使用は極力避け、自然が一番近い形で栽培するため、穀物類の種子を蒔くことにより雑草の防止と地質の入れ替えができるよう工夫されています。事実、周囲のぶどう畑に地面が土色であったのに対して同氏のぶどう畑の地面は緑色をしており、一見して識別できました。



葡萄畑

シャブリ地区では、収穫量の約1/3は栽培者によって直接商品化され、約2/3はブルゴーニュのワイン商(ネゴシアン)によって買い取られています(一種の買い上げ制度)。栽培者によって直接商品化されたワインの価格は自由に設定できますが、ネゴシアンへの売却価格はブルゴーニュ地方で毎年決められており、現在の価格は30,000ユーロ/haとなっています。

同氏は、自身の仕事の成果が報われるよう、ワインの直接販売に力を入れています。パリで開催されるワインサロンには積極的に出展するとともに、サイトも独自に立ち上げ、個人顧客の獲得に努力し、最近ではドイツ、ベルギーへの輸出も始まっています。また、自宅横にはワイナリー訪問者向けに説明・試飲等を行う場として、自身が10年の歳月を費やして完成させた施設があり、今回の説明もこの施設内で行われました。



説明・試飲施設

■フランスにおけるワインの消費及び輸出入の状況

JETRO パリセンターの説明によれば、フランスにおける年間1人当たりのワイン消費

量は、依然として世界 1 位ではあるものの、2010 年時点で過去 30 年前に比べて約半減しています(92.2 リットル(1980 年)→45.7 リットル(2010 年))。

このように消費量が減少している中で、最近では、AOP(原産地呼称制度)^(※3)によるワインの生産及び消費量が相対的に伸びています。EU 全体でも、自国農産物の競争力を高める観点から AOP を多く活用しています。

OIV(国際ブドウ・ワイン機構)によれば、2010 年の世界のワイン生産は約 260 億リットル、うち EU 加盟国の生産は 60% を占め、フランスは 45.4 億リットルで世界の約 17% を占めています。輸出状況を見ると、2010 年で 13.5 億リットル(生産量の約 3 割)が輸出され、輸出先としては、イギリス、ドイツ、アメリカに次いで日本が第 4 位となっています。

一方、フランスへの日本のワインの輸入状況としては、年に数回、数百ユーロ単位での輸入しか行われていない状況にあります。日本産ワインの EU 輸出に当たっての課題としては、2008 年 8 月に発効した通称「ワイン法」改革の影響があります。これは、現時点で日本産ワインは、EU 法上「地理的表示なしワイン」とみなされ、結果としてラベル上に産地名を表示することができない状況にあります。しかしながら、改革によって、「地理的表示なしワイン」であっても、「OIV(国際ブドウ・ワイン機構)」等の国際機関で登録された品種であれば、醸造年や品種名の表示が認められるようになり、2010 年 3 月に、甲州種が OIV に登録され、EU 域内へ輸出するワインのラベルに「甲州」の表示が可能となっています。本年 2 月には当地において山梨県・甲州市によるプロモーションが行われ、当日は当事務所もその活動を支援しました。

当事務所では、今後も自治体の海外における様々な活動を支援しますので、お気軽にご相談ください。

※1 ブルゴーニュワイン委員会(Bureau Interprofessionnel des Vins de Bourgogne)

www.bourgogne-wines.jp

※2 BIO(Agriculture Biologique)

オーガニック(無農薬有機農法)のことを指し、フランスにおけるビオの発展、促進を目的に、2001 年のアレテ(行政命令)によって設立された公施設法人である全仏ビオ協会(Agence Bio)が認定した製品に対して認証マークが付与されている。



※3 AOP(Appellation d' Origine Protégée)(原産地呼称制度)

その産地名の地域で規定された原材料、生産・製造、加工・調理方法による食品であることを証明するもので 2008 年に作られた EU 共通の制度。競合品との差別化を図り、生産者を法的に保護するとともに、消費者に対してもロゴやラベルを通じて判別できるようにする目的もある。

従来は AOC(Appellation d' Origine Contrôlée)は、ワイン、チーズ等の優れた品質をもつ農

(CLAIR メールマガジン 2014 年 8 月配信 ※初回配信 2012 年 5 月)

産物やその加工品の品質を保証する目的から 1995 年に作られたフランスの認定制度。フランスの AOC の認証マークを掲示することのできるすべての製品の包装に、欧州レベルの AOP のロゴ（ロゴマークまたは文字で表記）を掲示することが義務付けられている。

(関元次長 茨城県派遣)

